

令和 7 ・ 8 年 度 入札参加資格審査申請の手引き (測量及び設計コンサルタント等業務業者用) 電子申請版

添付又は提出書類チェックリスト 確認用にご活用ください。

※ ◇印は添付書類省略の対象です。詳細は「9 添付書類の省略について」をご覧ください。

- ☐ 消費税及び地方消費税の納税証明書
※審査基準日において証明日が3か月以内のもの
→下記いずれか
その3 … 要税目指定
その3の2 … 個人用
その3の3 … 法人用
- ☐ 誓約書兼同意書（和歌山県税に**未納がないこと**）
※県内に営業所を有する場合
- ☐ 直近1年事業年度における財務諸表
（損益計算書及び貸借対照表）
- ☐ 登記事項証明書 ※法人の場合
- ☐ 主たる営業所の写真
→☐ 外観…看板が確認できるもの
→☐ 内部…机、椅子及び帳簿が確認できるもの
- ☐ 営業に関し法律上必要な登録証明書
- ☐ 現況報告書副本
※国交省に土木関係建設コンサルタント／地質調査／補償コンサルタントの登録をしている場合
- ☐ 測量業者登録申請書及び別表
※県外業者かつ航空測量希望者の場合
- ☐ 技術資格者の常勤性確認書面
※県外業者のみ
- ◇ 技術資格者の資格者証
※県外業者のみ
- ☐ 参考資料 所属技術者数調べ
※土木コンサル、補償コンサルのみ
- ☐ 契約に係る委任状
※押印不要
※契約等を営業所等に委任する場合
- ☐ 申請に係る委任状
※押印不要
※代理申請の場合

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

《 目 次 》

1 入札参加資格審査	2
2 入札参加に必要な資格	2
3 申請方法（電子申請）	4
4 入札参加資格審査における受付期間、審査基準日及び資格認定期間.....	5
5 問い合わせ先	5
6 申請に必要な手続き及び書類（申請書、添付書類、関係書類）	5
7 電子申請画面・項目の記入要領	7
（7－1）申請者情報に関する項目	7
（7－2）受任営業所に関する項目	9
（7－3）入札参加希望業務に関する項目	10
（7－4）技術資格者の資格に関する項目 ※和歌山県外業者のみ	12
（7－5）代表者等、役員等に関する項目	16
（7－6）資本・人的関係のある関連業者に関する項目	16
8 添付書類についての注意点	24
9 添付書類の省略について	24
10 参考資料 所属技術者数調べについて	25
11 申請後について	25
■ 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請について	26
12 参考資料 所属技術者数調べ	28
13 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請書	29
14 誓約書（和歌山県内の支店、営業所等の登録申請に係るもの）	30

1 入札参加資格審査

和歌山県が発注する測量及び設計コンサルタント等業務の入札への参加を希望する方は、入札参加資格審査の申請を行い、資格の認定を受ける必要があります。申請書の記入方法については、この手引きの「7 電子申請画面・項目の記入要領」に従って記入してください。

また、申請に際しては、申請書の他に添付していただく書類もありますので、同じくこの手引きの「6 申請に必要な手続き及び書類（申請書、添付書類、関係書類）」及び「9 添付書類の省略について」に従ってください。

なお、本申請では、業者を以下の定義に従い区分します。

「県内業者」…和歌山県内に主たる営業所(本社・本店)を有する業者

「県外業者」…和歌山県外に主たる営業所(本社・本店)を有する業者

最後に、表紙のチェックリストで、書類の添付又は提出漏れがないかご確認ください。

2 入札参加に必要な資格

審査を受けるためには、次に掲げる（１）から（１５）のいずれにも該当しないことが要件となります。

また、**県外業者はこれに加えて、希望する業務に応じて（１６）から（１９）の要件を満たした場合のみ当該業務に係る資格審査を申請することができます。**

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ているものは除く。）、破産者で復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者
- (2) 次のアからキまでのいずれかに該当することとなった日から起算して、２年を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の行為をした者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 上記アからカまでのいずれかの規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 消費税若しくは地方消費税又は和歌山県内に営業所のある者にあつては和歌山県税（その滞納処分費を含む。）に未納がある者（会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「会社更生法」という。）第４１条第１項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号。以下「民事再生法」という。）第３３条第１項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）
- (4) 申請者、申請者の役員等若しくは契約営業所代表者又は法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が、暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者である者
- (5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (6) 会社更生法第１７条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者で、当該手続開始の決定を受けていない者
- (7) 入札参加資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事

実について記載をしなかった者

- (8) 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終了し、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過した者を除く。）
- (9) 和歌山県内の公共機関（刑法第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- (10) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- (11) 前2号のいずれかに該当した後、審査基準日時時点で1年を経過しない者。
- (12) (4) 又は(7) に該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者
- (13) 主たる営業所（本社・本店）が下記に定める基準を満たさない場合で、県の指導に従わない者
 - ア 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている。
 - イ 帳簿等（契約書又は注文書及び請書）を営業所に整備して保存している。
 - ウ 不適切な転送を行っていない電話を有している。
 - エ 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない。
 - オ 机、椅子を設置している。
 - カ トイレ、水道施設、電気設備（照明）、パソコン等を設置している。
 - キ 営業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している。
 - ク 営業（接客、契約等）を行うための備品を有している。
 - ケ 独立性を有している。

（注）オからクまでの要件については、各々の要件を満たしていない場合に、真にやむを得ない理由があると技術調査課長が認めた場合には、要件を満たした営業所とみなすことができる。

- (14) 測量業務の入札参加を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていない者
- (15) 建築工事の設計、監理業務の入札参加を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていない者

～ 以下(16)から(19)まで県外業者要件 ～

- (16) 土木関係建設コンサルタント業務の入札参加を希望する者は、属する技術士を5名以上有していること
- (17) 建築関係建設コンサルタント業務の入札参加を希望する者は、属する1級建築士を20名以上有すること
- (18) 補償関係コンサルタント業務の入札参加を希望する者は、属する補償業務管理者又は補償業務管理士を合わせて5名以上有すること。この場合において、補償業務管理者である者で補償業務管理士を兼ねる者の人数については、1名として取扱う。
- (19) 測量業務（航空測量）の入札参加を希望する者は、測量法第55条の2第1項第5号により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、属する測量士を10名以上有すること

重要 入札参加条件等について(ご注意ください)

入札に参加するためには入札参加資格の認定を受けるだけでなく、全ての業務の入札参加条件及び個別の発注業務ごとの入札参加条件を満たす必要があります。

詳細につきましては和歌山県ホームページ内に掲載している新公共調達制度パンフレット「建設工事に係る委託業務（設計・調査・測量）の新公共調達制度」をご覧ください。

① 和歌山県内の支店・営業所等の登録申請

入札参加を希望する**県外業者**は、入札参加資格申請（以下「本申請」という。）とは別に、和歌山県が実施する建設工事に係る委託業務（設計・調査・測量）の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」につき、入札参加前に認定申請を行い、認定を受けていなければなりません。

支店、営業所等の登録を希望される場合は、今回の入札参加資格申請と併せて登録申請をしていただくようお願いします。

※「■ 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請書について（26 頁）」及び

和歌山県技術調査課 HP「支店、営業所等の登録申請の受付について」を参照してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/eigyousyo/index.html>

② 「一般業務認定審査部会」における同等能力の認定

新規に入札参加資格認定を受けた方、または受けようとする方は、入札参加する業務の受注実績を十分確認してください。**実績を持たない場合、「一般業務認定審査部会」において同等能力の認定が必要となります。**

実績を持たず、同等能力の認定も受けていない場合は、個別の入札案件に参加することはできませんので、ご注意ください。

※認定申請書の受付期間（令和 6 年度）：令和 7 年 2 月上旬頃を予定

※申請先：和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 企画調査班

電話 073-441-3085

3 申請方法（電子申請）

申請については、電子申請システム（Logo フォームシステム）を利用した電子申請フォーム（URL：<https://logoform.jp/form/WEVN/542250>）（以下「電子申請システム」という。）から行ってください。電子申請システムの使用法については、当課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/nyusatusinsei/consul/index.html#nyusanshinsei>）中、「入札参加資格審査電子申請手続き（概要版）」を参照してください。

※持参による添付書類の提出は御遠慮いただくようお願いします。

なお、電子申請において、様式及び添付書類のファイル添付を求めています。添付ファイルのサイズ制限（※1）により添付できなかったもの（電子メール可としているものに限る。）については電子メールで送付してください。

※1：1 ファイル 10MB まで、添付ファイル合計で 100MB までしか添付できません。

送付先	e0811004@pref.wakayama.lg.jp
件名	【測量・コンサル】入札参加資格審査メール提出分（〇〇） ※〇〇は商号又は名称を記載 例）【測量・コンサル】入札参加資格審査メール提出分（わかやまコンサル（株））
本文	以下の事項を本文に必ず記載してください。 ・電子申請日 ・電子申請の受付番号（10 桁の英数字）
添付必須	「書類提出票」の該当項目にチェックの上、送付してください。 「書類提出票」は必ず電子システム内にも添付してください。
送付期限	電子申請を行った後、速やかに受付期間内に送付してください。

4 入札参加資格審査における受付期間、審査基準日及び資格認定期間

区分	受付期間	審査基準日	資格認定期間	対象
定期受付	令和7年1月7日 ～ 令和7年1月28日	令和7年1月1日	令和7年6月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 県外業者
追加受付 (第1回)	令和7年6月13日 ～ 令和7年6月26日	令和7年6月1日	令和7年9月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ
追加受付 (第2回)	令和7年9月12日 ～ 令和7年9月25日	令和7年9月1日	令和7年12月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ
追加受付 (第3回)	令和7年12月12日 ～ 令和7年12月25日	令和7年12月1日	令和8年3月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ
追加受付 (第4回)	令和8年3月13日 ～ 令和8年3月26日	令和8年3月1日	令和8年6月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 県外業者
追加受付 (第5回)	令和8年6月12日 ～ 令和8年6月25日	令和8年6月1日	令和8年9月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ
追加受付 (第6回)	令和8年9月11日 ～ 令和8年9月24日	令和8年9月1日	令和8年12月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ

5 問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班

TEL 073-441-3064 FAX 073-428-1810

6 申請に必要な手続き及び書類（申請書、添付書類、関係書類）

（１） 申請書等の添付（システム上での電子ファイル添付）

次に掲げるそれぞれの区分に応じて、電子ファイルを添付してください。

（ア）様式を指定しているもの

→様式に必要な事項を入力した上で電子申請システム上にアップロードしてください。

① 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書

〔県内業者及び県外業者で和歌山県内に営業所（支店・営業所等）のある者が提出対象者です。〕

② 参考資料 所属技術者数調べ〔土木関係建設コンサルタント又は補償関係コンサルタント業者のみ添付が必要です。〕

（イ）添付書類（様式を指定していないもの）

→該当書類をスキャンし、PDF ファイル形式にして電子システム上にアップロードしてください。

※一部省略可能なものがあります。「9 添付書類の省略について」をご覧ください。

※容量の制限により添付できなかったものについては電子メールにより提出してください。（4 頁参照）

- ① 消費税及び地方消費税の納税証明書
〔その3、その3の2又はその3の3のいずれか（**写し**）〕
 - ② 直近1年の事業年度における財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
 - ③ 登記事項証明書の写し（証明日が審査基準日において証明日が3か月以内のもの。申請者が法人の場合提出が必要です。）
 - ④ 営業に関し法律上必要な登録証明書等の写し
 - ⑤ 現況報告書の副本の写し
〔国土交通省に建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタントの登録をしている者のみ〕
 - ⑥ 技術資格者一覧表に入力した者の常勤性が確認できる書面の写し
【**県外業者のみ提出が必要**】
- a **日本年金機構が発行する健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書**
（算定基礎届を提出後に加入された者については、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下の例にならい、マスキング（黒塗り）を施してください。））
- なお、健康保険組合の発行する標準報酬決定通知書では受付を行いません。
- b 高齢者等で厚生年金に加入できない者については、有効な健康保険被保険者証（**所属先がわかるもの**。マスキング（黒塗り）を施してください。）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

健康保険証の写し及び標準報酬決定通知書の写しのマスキングの例

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理番号 09-777
事業所番号 88888

被保険者 整理番号	被保険者氏名	*1 適用年月	決定後の標準報酬月額		*1 生年月日	*2 種別
			(健保)	(専年)		
1	和歌山 太郎	R1.4	200 千円	200 千円	S55.4.10	第一種
5	紀州 花子	R1.4	300 千円	300 千円	S30.3.4	第二種
6	熊本 三郎	R1.4	400 千円	400 千円	H20.3.4	第一種

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和
※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特別第一種:男性(基金加入) 特別第二種:女性(基金加入)
特別第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和2年7月18日
日本年金機構理事長
(和歌山東年金事務所)

↓

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理番号 XXXXXXXXXX
事業所番号 XXXXXXXXXX

被保険者 整理番号	被保険者氏名	*1 適用年月	決定後の標準報酬月額		*1 生年月日	*2 種別
			(健保)	(専年)		
XXXXXX	和歌山 太郎	R1.4	200 千円	200 千円	S55.4.10	第一種
XXXXXX	紀州 花子	R1.4	300 千円	300 千円	S30.3.4	第二種
XXXXXX	熊本 三郎	R1.4	400 千円	400 千円	H20.3.4	第一種

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和
※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特別第一種:男性(基金加入) 特別第二種:女性(基金加入)
特別第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和2年7月18日
日本年金機構理事長
(和歌山東年金事務所)



※健康保険証（写）提出の際は、必ず記号・番号および保険者番号を塗り潰すなどマスキングしてから提出してください。
（詳細は厚生労働省ホームページ内「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」をご確認ください。）

- ⑦ 技術資格者一覧表に入力した者の資格を有することを証する書面の写し
資格者証については、その資格の業種・部門区分（道路、鉄道等）までわかるものを提出してください。
- ⑧ 主たる営業所（本社・本店）の外観の写真（看板を確認できるもの）及び内部の写真（机、椅子、帳簿などが確認できるもの）
- ⑨ 測量業者登録申請書及び別表の写し（県外業者で航空測量(測量業務)を希望する者が対象です。）
- ⑩ 契約に係る委任状〔契約等を支店長などに委任する場合のみ。〕**【任意の様式で作成してください。】**
- ⑪ 入札参加資格申請に係る委任状（代理申請の場合）**【任意の様式で作成してください。】**

（４） 電子メールで書類提出（システム上で添付しきれなかった書類のみ）

４頁「３ 申請方法（電子申請）」のとおり、提出してください。

各添付書類の詳細については２３頁「８ 添付書類についての注意点」以降を参照してください。

７ 電子申請画面・項目の入力要領

入力については、下表の各項目についての説明を読み、例を参考にしてください。

（７－１）申請者情報に関する項目

１ 法人・個人区分	法人又は個人を選択してください。
２ 本社（店）郵便番号	本社（店）所在地の郵便番号を入力してください。 【例：640-8585】
３ 本社（店）所在地（都道府県）	本社（店）の所在地の都道府県を入力してください。
４ 本社（店）所在地（市区町村以降）	本社（店）所在地の市区町村以を入力してください。 「丁目」及び「番地」等の文字は「－」（ハイフン）を用いて入力してください。建物名、その階数、部屋番号等についても、登録を希望される場合は、この欄に入力してください。 【例：東京都千代田区霞が関５丁目９番９号 →東京都千代田区霞が関５－９－９ 和歌山ビル】

5 商号又は名称	商号又は名称を入力してください。 法人の略称「(株)」や「(有)」等は利用せず、「株式会社」や「有限会社」等と入力してください。 個人業者にあっては、屋号を入力してください。
6 商号又は名称 (カナ)	商号又は名称をカタカナで入力してください。 「カブシキガイシャ」や「ユウゲンガイシャ」等は入力しないでください。
7 代表者の役職名	代表者の役職名のみを入力してください。 【例：代表取締役】 ※法人・個人区分で「 <u>個人</u> 」を選択した場合は表示されません。
8 代表者氏名	代表者の氏名を入力してください。姓と名との間は1文字分あけてください。 【例：和歌山 太郎】
9 本社（店）電話番号	本社（店）の電話番号を入力してください。市外局番、市内局番及び番号との間は「-」（ハイフン）で区切って入力してください。
10 法人番号	法人番号（13桁）を入力してください。 ※法人・個人区分で「 <u>個人</u> 」を選択した場合は表示されません。
11 自己資本額	「自己資本」とは、以下の額のことです。 【法人の場合】貸借対照表における純資産合計の額 【個人の場合】貸借対照表における純資産合計の額に、負債の部に計上されている準備金を加えた額 なお、個人の場合で、貸借対照表を作成していない場合は、損益計算書の事業主利益（損失）の額を入力してください。
12 営業年数	創業の日から審査基準日までの期間を記載してください。なお、 年数未满是切り捨て てください。もし、休業期間がある場合は、その期間を差し引いてください。 【計算例：平成11年6月1日創業であって、審査基準日が令和7年1月1日の申請（定期申請）を行う場合は、25年7か月となるため、「25年」と計算】
13 創業年月日	創業の年月日を入力してください。
14 新規・継続区分	平成24年度以降（定期受付・追加受付）において、和歌山県の入札参加資格が認定されたことがない場合は「新規」、認定されたことがある場合は「継続」を選択してください。
15 申請者区分	申請者が本人（会社担当者を含む）である場合は「本人」、代理人（行政書士）である場合は「代理人」を選択してください。
16 申請事務担当者名	申請事務の担当者の氏名を入力してください。 ※申請者区分で「代理人」を選択した場合は表示されません
17 申請手続代行者名	代理人（行政書士）の職氏名を入力してください。 ※申請者区分で「本人」を選択した場合は表示されません 【例： 行政書士 和歌山 太郎】
18 電話番号	申請事務の内容を把握している方（当該申請について問い合わせに対応する方）の連絡先を入力してください。

19 メールアドレス	メールの送付先として入力したアドレスが自動で入力されます。 ※アドレスの誤入力で連絡不能となることを防ぐため、変更ができません。
20 委任状 (申請にかかるもの)	入札参加資格の申請にかかる委任状を PDF ファイル形式でアップロードしてください。 ※申請者区分で「本人」を選択した場合は表示されません

(7-2) 受任営業所に関する項目

21 委任の状況	和歌山県との契約を営業所等に委任する場合は「委任する」、本社(店)で契約する場合は「委任しない」を選択してください。 ※県内業者が契約営業所を本店と別に置く場合は、必ず県内に置いてください ※「委任しない」を選択した場合は、(7-2)の入力は終了です
22 営業所の名称	営業所の名称を入力してください。
23 営業所の名称 (フリガナ)	営業所の名称をカタカナで入力してください。
24 営業所の郵便番号	営業所の郵便番号を入力してください。 【例：640-8585】
25 営業所の所在地 (都道府県)	営業所の所在地の都道府県を入力してください。
26 営業所の所在地(市区町村以降)	営業所の所在地の市町村以降を入力してください。 「丁目」及び「番地」の文字は「-」(ハイフン)を用いて記載してください。建物名、その階数、部屋番号等についても、登録を希望される場合は、この欄に入力してください。 【例：和歌山市小松原通1丁目1番 →和歌山県和歌山市小松原通1-1 県庁ビル2階】
27 営業所の代表者役職名	営業所の代表者の役職名を入力してください。 【例：所長】
28 営業所の代表者氏名	営業所の代表者氏名を入力してください。 姓と名との間は1文字分あけてください。 【例：紀州 次郎】
29 営業所の電話番号	営業所の電話番号を入力してください。市外局番、市内局番及び番号との間は「-」(ハイフン)で区切って入力してください。
30 委任状 (契約の締結に係るもの)	入札参加資格の申請にかかる委任状を PDF ファイル形式でアップロードしてください。

(7-3) 入札参加希望業務に関する項目

31 入札参加希望業務	入札参加を希望する業務にチェックを入れてください。 ※県外業者は「地質調査業務」を希望することができないため、表示されません
-------------	---

※以降の設問では、ここでチェックを入れた業務のみ表示されます。

入札希望	入札参加を希望する業種・部門に「入札希望あり（登録あり）」、「入札希望あり（登録なし）」又は「入札希望なし」を選択してください。 ※初期値が「入札希望なし」になっているのでご注意ください ※測量業務の「測量一般」「地図の調製」「航空測量」、建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」は、関係する登録をしていないと入札参加を希望することができないため、「入札希望あり（登録なし）」の選択肢はありません ※県外業者は、測量業務の「測量一般」「地図の調製」、建築関係建設コンサルタント業務の「暖冷房」、「衛生」、「電気」、地質調査業務の入札参加を希望することができないため、表示されません 【県外業者：留意事項】 各業務につき、以下の要件を満たす必要があります。 ① 測量業務（航空測量のみ申請可） ○航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類として測量法に係る登録を受けていること ○会社全体で測量士が10名以上在籍していること ② 建築関係建設コンサルタント業務 ○建築士法の規定による登録を受けていること（建築一般を希望する場合） ○1級建築士が会社全体で20名以上在籍していること ③ 土木関係建設コンサルタント業務 ○技術士が会社全体で5名以上在籍していること ④ 補償関係コンサルタント業務 ○補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない）が会社全体で合わせて5名以上在籍していること
登録年月日	関係する登録等を受けている場合には、業種・部門区分ごとにその登録年月日を入力してください。申請日時時点で有効期限が切れているものについては、入力できません。 （更新申請中の場合は、更新前の登録年月日を記入の上、更新中である旨を備考欄（入力画面の最終項目）へ入力し、更新後速やかに更新後の書類を提出してください。）
関係する登録とは、次のとおりです。 測量業務・・・・・・・・・・測量法に規定する登録 建築関係建設コンサルタント業務・・・建築士法に規定する登録 土木関係建設コンサルタント業務・・・建設コンサルタント登録規程（S52.4.15 建設省告示第717号） 地質調査業務・・・・・・・・・・地質調査業者登録規程（S52.4.15 建設省告示第718号） 補償関係建設コンサルタント業務・・・補償コンサルタント登録規程（S59.9.21 建設省告示第1341号）	

業種・部門ごとの直前1年間の実績額	業種・部門ごとの直前の決算期における実績額について千円単位で入力してください。<u>消費税込み</u>の金額とします。 なお、土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係建設コンサルタント業務については添付している現況報告書の内訳と、地質調査業務については現況報告書の合計額と、一致しているかどうか確認してください。 ※決算期の変更等により、現況報告書を1年間で複数提出している場合は、直近提出分の決算月より遡って12か月分の実績額を合算してください。この場合、参照する現況報告書を全て添付してください。
技術者数	会社に在籍する全技術者を対象に、以下の事項にご注意いただき、業務区分毎に評価する資格を持つ人数を入力してください（申請者による雇用者のみ対象）。 ◎1人で複数の資格を持つ場合、違う業務区分であれば、同一人物であっても業務区分毎に1名として入力することができます。 ◎（県内業者のみ）1人の技術士が同一業務区分において複数の資格を持つ場合は、上位の資格のみ（以下のそれぞれ前者）を対象とします。 ★『測量』測量士が測量士補の資格を持っている場合 ★『建築コンサル』1級建築士が2級建築士の資格を持っている場合 ★『土木コンサル』技術士が認定技術管理者又はRCCMの資格を持っている場合 ★『地質調査』技術士が地質調査技士の資格を持っている場合 ★『補償コンサル』補償業務管理者が補償業務管理士の資格を持っている場合 ※県外業者の場合は、測量業務の「測量士補」、建築関係建設コンサルタント業務の「2級建築士」、土木関係建設コンサルタント業務の「認定技術管理者」、「RCCM」の項目が表示されません
登録証明書等（写し）	入札を希望した業務にかかる登録証明書をPDFファイル形式でアップロードしてください。 審査基準日時点で有効なものの写しが必要です。また、有効期限が申請日から認定日（定期申請にあっては令和7年6月1日）の前日までである場合は、更新後速やかに提出してください。 ※「入札希望あり（登録あり）」を選択していない場合は、表示されません
測量業者登録申請書及び別表（写し）	測量業者として国土交通省に申請した、測量法施行規則第12条で規定する「測量業者登録申請書」及び「別表」の写しをPDF形式でアップロードしてください。 ※県外業者で測量業務の航空測量を希望する場合に必要です。 ※県内業者の場合は表示されません
現況報告書の副本（写し）	各地方整備局の確認済の印が押されているものの写しをPDFファイル形式でアップロードしてください。 ただし、申請日時点で確認中の場合は、申請したものの写しを添付し、確認済後速やかに副本（写）を提出してください。 ※申請日時点で確認中の場合は、申請したものの写しを添付し、確認済後速やかにメール等で提出してください。 ※土木関係建設コンサルタント、地質調査業者、補償関係コンサルタントで「入札希望あり（登録あり）」を選択していない場合は表示されません ※現況報告書の提出時期が未到来であるときは、その旨を記載したものをPDF形式等でアップロードしてください

(7-4) 技術資格者の情報に関する項目 ※和歌山県外業者のみ

氏名	該当資格保有者の氏名を漢字で入力してください。 (氏と名の間は一文字あけてください。)
測量士の資格を称する書類	添付する常勤確認書類・資格証と紐づけるための番号を記載してください。
資格を証する書類	業務ごとに決められた人数の資格者証をひとつの PDF ファイルにして添付してください。 該当資格者の資格を証する書類の余白部分に、入力した資格者の番号を記載してください。 ※建築関係建設コンサルタント業務では、建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書第三面「所属建築士名簿」(直近かつ所管庁の受付印が押印された第1面とセット)を添付することで、資格証(1級建築士)の添付に替えることができます。 ※土木関係建設コンサルタント業務では、現況報告書ホ「技術管理者」及び「技術士等一覧表」を添付することで、資格証(技術士)の添付に替えることができます。 ※認定管理技術者の場合は国土交通省発行の技術管理者認定通知書を添付してください。
常勤性を確認する書類	業務ごとに決められた人数の常勤性を確認する書類をひとつの PDF ファイルにして添付してください。 該当資格者の常勤性を確認する書類の余白部分に、入力した企画者の番号を記載してください。
	○日本年金機構が発行する健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(マスキング(黒塗り)を施してください。) (算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書) なお、健康保険組合の発行する標準報酬決定通知書では受付を行いません ○高齢者等で厚生年金に加入できない者については、有効な健康保険被保険者証(所属先がわかるものにマスキング(黒塗り)を施してください。)又は住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用) ※提出にあたっては、これらの添付資料に「氏名番号(氏名の先頭に番号)」を記入し、「入力項目(技術資格者一覧表)」の当該技術者に係る「番号欄」に添付資料のページ番号と氏名番号を入力してください。
資格名称	土木関係建設コンサルタント業務又は補償関係コンサルタント業務を選択した場合のみ入力が必要です。 資格名称を入力してください。 【例：技術士【建設部門(道路)】、補償業務管理者(物件)】
資格証の添付省略	建築関係建設コンサルタント業務又は土木関係建設コンサルタント業務を選択した場合のみ入力が可能です。 資格証の添付省略については「9 添付書類の省略について」をご確認ください。

※以下の注意事項をご覧の上、入力してください。

(1) 業務ごとの必要資格及び必要人数

区分	必要資格	必要人数
測量業務	測量士	10名
建築関係建設コンサルタント業務	1級建築士	20名
土木関係建設コンサルタント業務	規程第3条第1号イに規定する技術士（都市計画及び地方計画部門のみ、技術管理者として認定された1級建築士も含む）	5名
補償関係コンサルタント業務	・補償業務管理者 ・補償業務管理士	5名

※記載した者の常勤確認書類及び資格を有することを証する書面の写しを添付してください。

詳細は後述の「8 添付書類についての注意点」をご確認ください。

※なお、当該申請の測量及び設計コンサルタント業者以外で雇用され技術者として常勤している者は技術資格者として認定しません。

(2) 1人で複数の資格を持つ者の取り扱い

① 1人で複数の資格を持つ場合、違う業務区分であれば、同一人物であっても各業務区分に1名として入力してください。

② 土木関係建設コンサルタント業務における技術士

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）により当該業種・部門区分以外の部門の技術管理者となっても入力対象となります。

ただし、複数の技術士資格がある場合は、いずれか1つを選択してください。例えば、同一人物で技術士【総合技術監理（建設一道路）】と技術士【建設（道路）】は道路で重複するため、どちらか1つを入力してください。

③ 補償関係コンサルタント業務における補償業務管理士

補償業務管理士は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づくどの業種・部門区分の補償業務管理者となっても入力対象となります。

ただし、例えば、同一人物で補償業務管理者（土地調査）と補償業務管理士（土地調査）は土地調査で重複するため、どちらか1つを入力してください。

(3) 入力例

以下の場合の記入例を、次のページに記載していますので、参考にしてください。ただし、当該入力例については、各業務区分に設定されている入札参加申請に必要な人数は満たしておらず、あくまでも入力における参考であることを予めご了承ください。

【保有する資格例】

氏 名	保有する技術資格
①紀ノ川 太郎 (土木コンサル業務における地質部門の技術管理者)	測量士 測量士補 技術士【総合技術管理部門(応用理学及び地質)】
②龍神 次郎 (土木コンサル業務における河川等部門における技術管理者)	1級建築士、2級建築士 認定技術管理者(河川、砂防及び海岸・海洋) 技術士【建設部門(道路)】 補償業務管理士(物件)
③岩出 花子 (補償コンサル業務における物件部門の技術管理者)	測量士 RCCM(道路) 補償業務管理者(物件)
④田辺 三郎 (土木コンサル業務における造園部門の技術管理者)	測量士補 技術士【建設部門(都市及び地方計画)】 RCCM(トンネル)
⑤南部 梅子 (補償コンサル業務における土地評価部門の技術管理者)	1級建築士 補償業務管理者(土地評価) 補償業務管理士(物件)
⑥九度山 四郎 (土木コンサル業務における道路部門の技術管理者)	2級建築士 技術士【総合技術監理部門(建設及び道路)】 技術士【建設部門(道路)】 地質調査技士
⑦海南 五郎 (地質調査業務における技術管理者)	2級建築士 技術士【応用理学部門(地質)】 RCCM(道路)
⑧新宮 十郎(管理建築士)	1級建築士

【入力する資格例】

業務区分	技術者氏名	資格名称	番号	備考
測量業務	紀ノ川 太郎	測量士	1-①	
	岩出 花子	測量士	2-③	
建築関係建設コンサルタント業務	龍神 次郎	1級建築士	1-②	添付省略
	南部 梅子	1級建築士	3-⑤	添付省略
	新宮 十郎	1級建築士	4-⑧	添付省略
土木関係建設コンサルタント業務	紀ノ川 太郎	技術士【総合技術監理部門(応用理学-地質)】	1-①	
	龍神 次郎	技術士【建設部門(道路)】	1-②	
	田辺 三郎	技術士【建設部門(都市及び地方計画)】	3-④	
	九度山 四郎	技術士【総合技術監理(建設-道路)】	3-⑥	
	海南 五郎	技術士【応用理学部門(地質)】	4-⑦	
補償関係コンサルタント業務	龍神 次郎	補償業務管理士(物件)	1-②	
	岩出 花子	補償業務管理者(物件)	2-③	
	南部 梅子	補償業務管理者(土地評価)	3-⑤	

【解 説】→ 設計等業務報告書及び各現況報告書で確認できるものは資格証の添付を省略
[今回の例では建築コンサルについて添付書類を省略(様式第1号参照)]

- ①紀ノ川 太郎
・「測量士」、「技術士【総合技術監理部門(応用理学及び地質)】」を記載する。 ・「測量士補」は記載しない。
- ②龍神 次郎
・「1級建築士」、「技術士【建設部門(道路)】」、「補償業務管理士(物件)」は記載する。
・「2級建築士」、「認定技術管理者(河川、砂防、海岸・海洋)」は記載しない。
- ③岩出 花子
・「測量士」、「補償業務管理者(物件)」は記載する。 ・「RCCM(道路)」は記載しない。
- ④田辺 三郎
・「技術士【建設部門(都市及び都市計画)】」は記載する。 ・「測量士補」、「RCCM(トンネル)」は記載しない。
- ⑤南部 梅子
・「1級建築士」、「補償業務管理者(土地評価)」は記載する。 ・「補償業務管理士(物件)」は記載しない。
- ⑥九度山 四郎
・「技術士【総合技術監理部門(建設-道路)】」と「技術士【建設部門(道路)】」はどちらか1つを記載する。
・「2級建築士」、「地質調査技士」は記載しない。
- ⑦海南 五郎
・「技術士【応用理学部門(地質)】」は記載する。 ・「2級建築士」、RCCM(道路)は記載しない。
- ⑧新宮 十郎
・「1級建築士」は記載する。

常勤性確認書類
(ページ数)
ー(技術者番号)
※注2、3参照

【注意事項】

注1) 上記は記載例なので、実際の記入にあたっては、測量業務では10名の測量士、建築関係コンサルタント業務では20名の1級建築士、土木関係建設コンサルタント業務では5名の技術士、補償関係コンサルタント業務では5名の補償業務管理者及び補償業務管理士を記載してください。(必要人数以上の記載をする必要はありません。)

注2) 常勤確認書類には該当する資格者の余白部分に、当該「番号」を記載してください。

注3) 資格者証は「番号」を記載し、資格名称欄に記載した順に並べて提出して下さい。

（７－５）代表者等、役員等に関する項目

（１）入力対象者

- ① 個人の場合：代表者、代表者の法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）
- ② 法人の場合

取締役（株式会社の役員をいう。）、業務を執行する社員（持分会社の業務を執行する役員をいう。）、これらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。）、顧問、相談役、総株主の議決権の１００分の５以上有する株主又は出資総額の１００分の５以上に出資している者（個人に限る。）、契約営業代表者

なお、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は対象には含まれません。

（２）入力項目

※代表者等、役員等（契約営業所代表者を除く）の人数を入力してください。

※記載対象者が３１名以上存在する場合は、３１人目以降を自由記載欄に入力してください。この場合、「氏名、フリガナ、生年月日、性別、役名」を「／（スラッシュ）」で区切って入力してください。

役員等：氏名	氏名を漢字で入力してください。 (氏と名の間は一字あけてください。)
役員等：フリガナ	氏名のフリガナをカタカナで入力してください。 (氏と名の間は一字あけてください。)
役員等：生年月日	生年月日を入力してください。
役員等：性別	性別を選択してください。
役員等：役名	役職名を入力してください。 なお、個人事業者の場合は、「代表」と入力してください。 【例：代表取締役、取締役】

（７－６）資本・人的関係のある関連業者に関する項目

（１）実施事項

条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査申請時及び資格認定後において、入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係（以下、「支配関係等」という。）を有する複数の申請者を把握するため、支配関係等がある他の条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有する者（申請中の者を含む）（以下、「入札参加資格者」という。）の有無について入力し、該当がある場合は関連業者の情報も入力してください。支配関係等のある関連業者が入札参加資格者でない場合、その業者に関することは入力不要です。

（２）支配関係等の認定

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

※該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は、「該当なし」を選択してください。

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

※子会社等の関係にある他の入札参加資格（申請）者の数を入力し、必要事項を入力してく

ださい。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

※該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は、「該当なし」を選択してください。

- ① 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

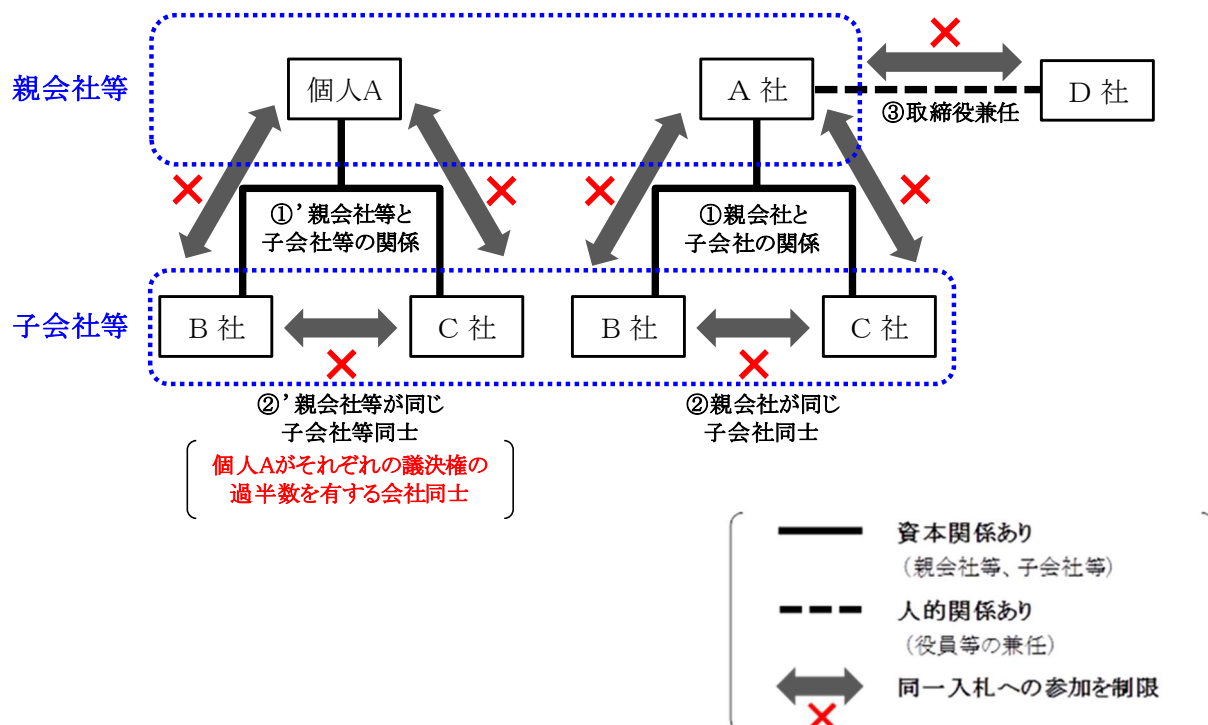
- ① 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人

- ② その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

なお、一方の共同企業体の構成員と他方の共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合を含むものとする。

※子会社等の関係にある他の入札参加資格（申請）者の数を入力し、必要事項を入力してください。

< イメージ図 >



(3) 申請者の報告手続

ア 入札参加資格申請時

別紙様式第6号を添付するものとする。

なお、複数の法人又は個人により構成される組合等については、申請時点の当該組合等に係る組合員名簿を添付してください。

イ 入札参加資格認定後

支配関係等の発生、変動及び解消、構成組合員等変更の都度速やかに県土整備部県土整備政策局技術調査課あて別紙様式第6号等を提出するものとする。

○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等
会社法（平成17年法律第86号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令^{※1}で定めるものをいう。）

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令^{※2}で定めるもの

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

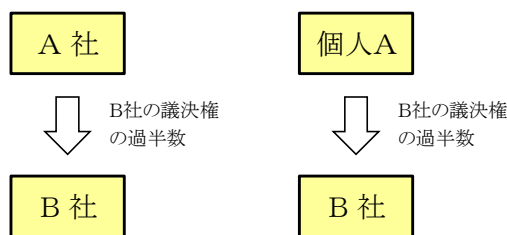
イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令^{※1}で定めるものをいう。）

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令^{※2}で定めるもの

※1 会社法施行規則第3条

※2 会社法施行規則第3条の2

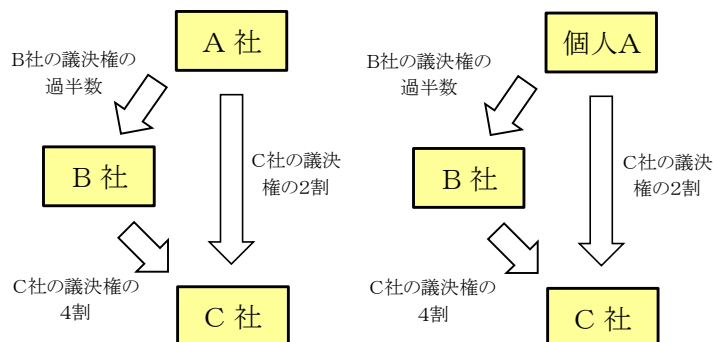
< ケース 1 >



A社(又は個人A)はB社の「親会社等」、B社はA社(又は個人A)の「子会社等」

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社
B社	A社 個人A	—

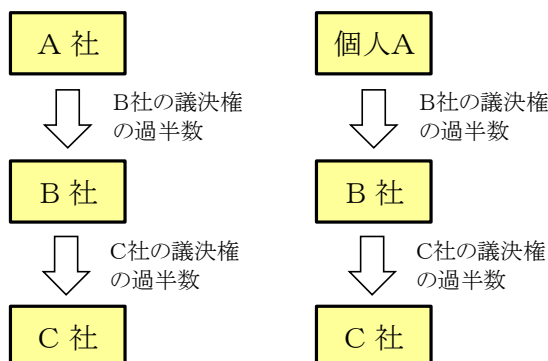
< ケース 2 >



B社はA社(又は個人A)の「子会社等」であり、親会社等であるA社(又は個人A)及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数(2割+4割)を有することから、会社法第2条の規定により、A社(又は個人A)はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社(又は個人A)の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	—
C社	A社 個人A	—

< ケース 3 >



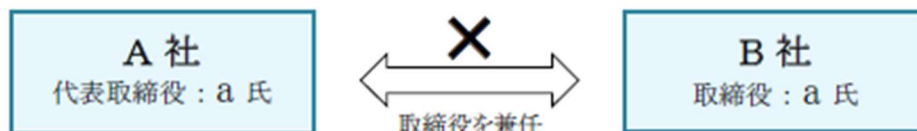
B社はA社(又は個人A)の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社(又は個人A)はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社(又は個人A)の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	C社
C社	A社、B社 個人A	—

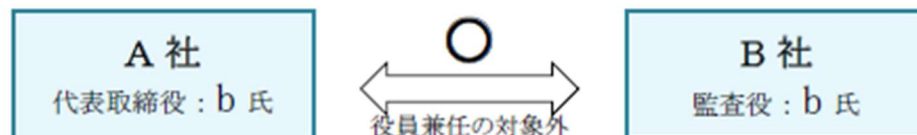
○役員の定義

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4 組合の理事
 - 5 その他業務を執行する者であつて、1から4までに掲げる者に準ずる者
 - 6 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - 7 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ※ 監査役及び執行役員は「役員」の対象外。

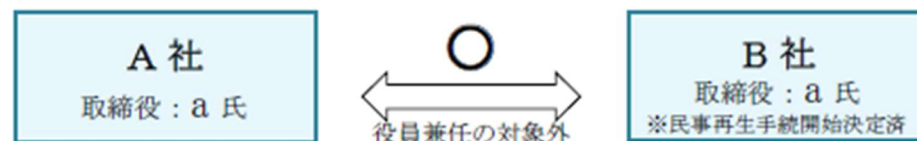
< ケース 1 >



< ケース 2 >



< ケース 3 >



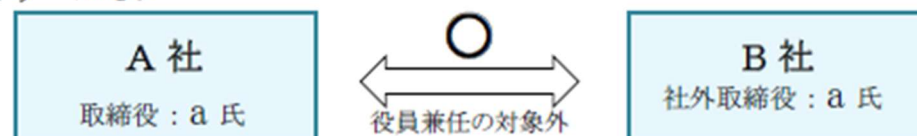
< ケース 4 >



< ケース 5 >



< ケース 6 >

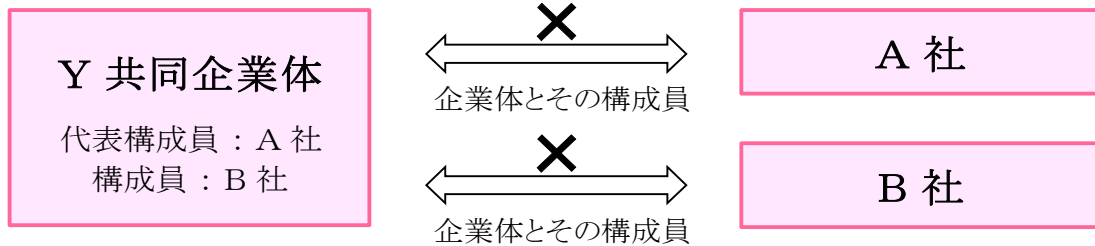


○共同企業体の取り扱い

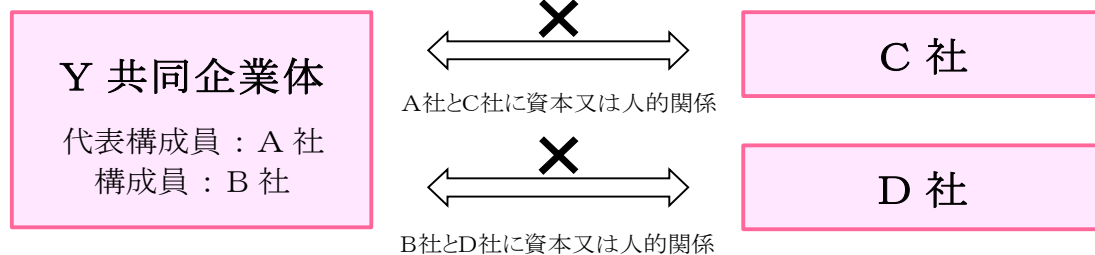
企業体の構成員は、その企業体の実質的な入札価格の決定権を持つことから、以下の場合、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できない。

- ・ 資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表構成員である場合
- ・ 一方がある企業体の代表構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合
- ・ 一方がある企業体の代表構成員以外の構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合

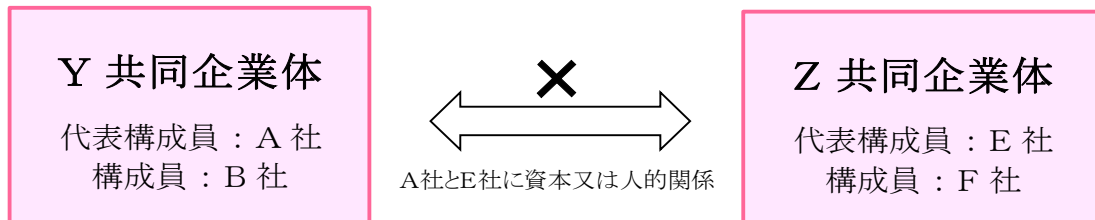
< ケース 1 >



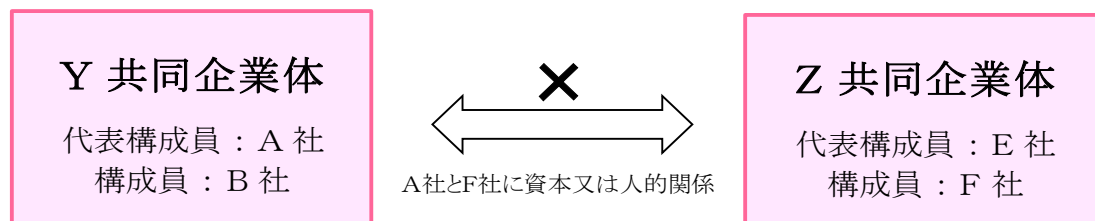
< ケース 2 >



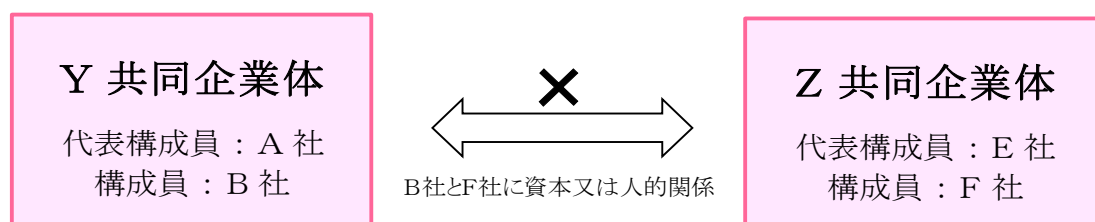
< ケース 3 >



< ケース 4 >



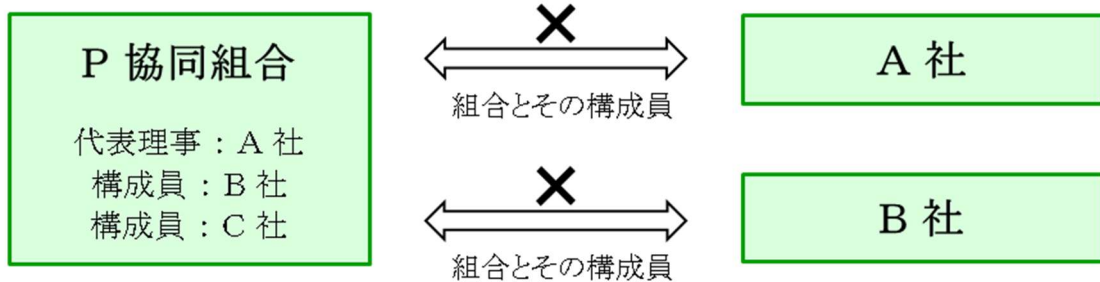
< ケース 5 >



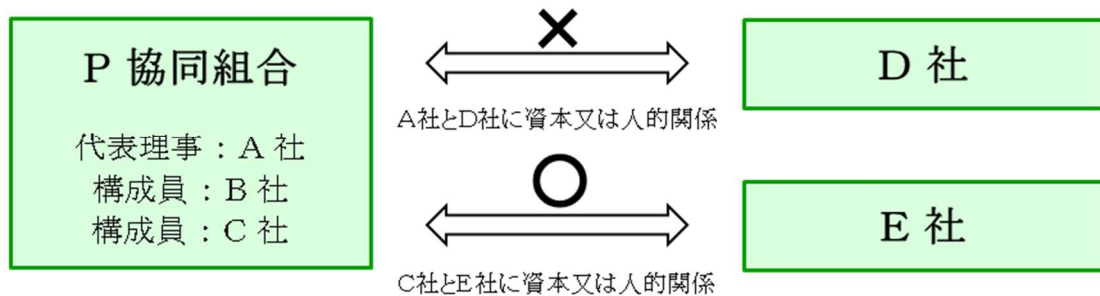
○組合等の取り扱い

組合等の代表者（会長や理事長、代表理事等）は、その組合における実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の組合等の代表者である場合は、どちらかの組合等は、同一入札に参加できない。ただし、組合等の代表者以外の構成員である場合は、この制限の対象外。

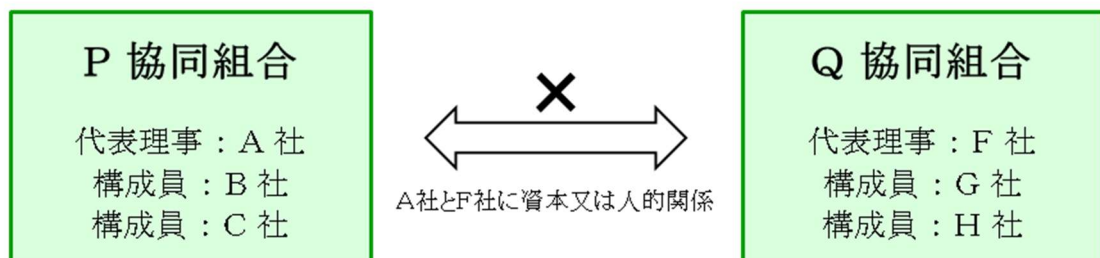
< ケース 1 >



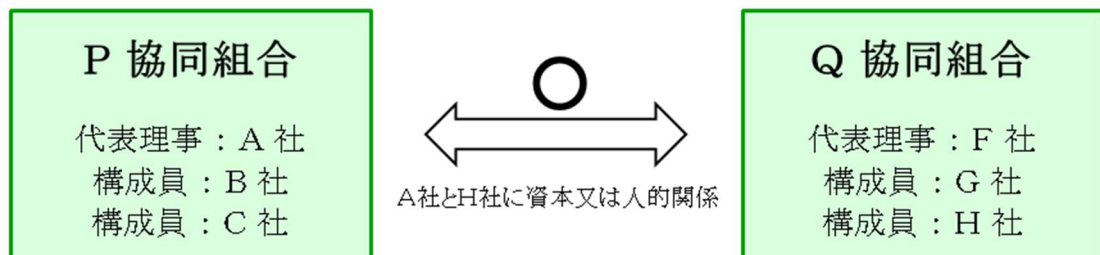
< ケース 2 >



< ケース 3 >

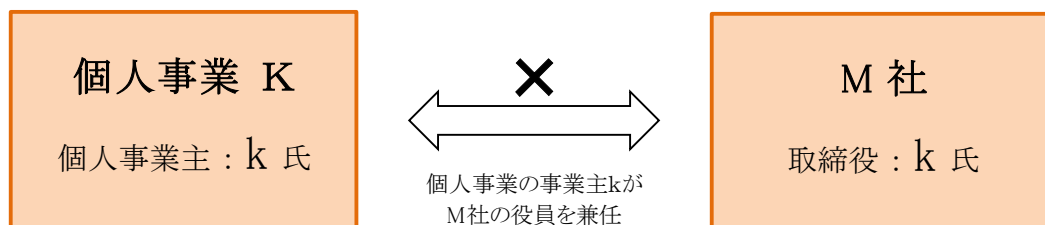


< ケース 4 >

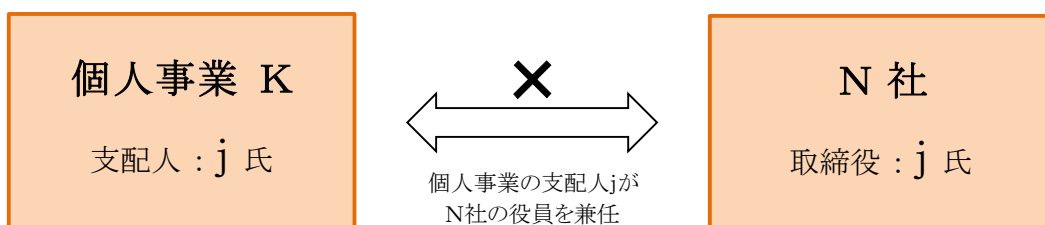


○その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合の例

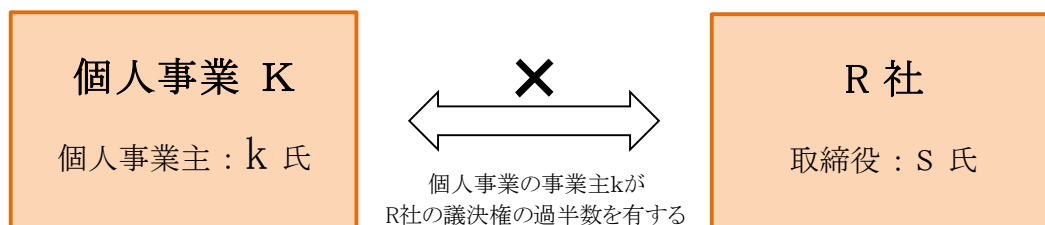
< ケース 1 >



< ケース 2 >



< ケース 3 > 親会社等、子会社等の関係



8 添付書類についての注意点

◇印は添付書類省略の対象です。詳細は「9 添付書類の省略について」をご覧ください。

① 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し） →下記いずれか その3 … 要税目指定 その3の2 … 個人用 その3の3 … 法人用	審査基準日において証明日が3か月以内のもの。 ※他の様式（その1など）では受付できません。 電子納税証明書がスマートフォンからも取得できるようになりました。詳細は以下のページをご覧ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm
② 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書	○対象者 ・ 県内業者 ・ 県外業者で和歌山県内に営業所（支店・営業所等）のある者
③ 直近1年の事業年度における財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）	法人の場合 は、貸借対照表と損益計算書は必須です。 個人の場合 も、貸借対照表と損益計算書が必要ですが、税務申告時に貸借対照表を作成していない場合は、損益計算書（あるいは直前1年度分の所得税確定申告書の写し及び収支内訳書）だけを提出してください。
④ 登記事項証明書（写し）	審査基準日において証明日が3か月以内のもの。 法人の場合のみ必要 です。
⑤ 主たる営業所（本社・本店）の写真	外観 の写真（看板の確認できるもの）及び 内部 （机、椅子、帳簿など）の写真
⑥ 参考資料（所属技術者数調べ）	「土木関係建設コンサルタント業務」又は「補償関係コンサルタント業務」を申請する方は作成してください。 申請書作成時点での所属技術者数を部門毎に入力してください。 資格者証の写しや常勤確認書類の提出は不要です。

9 添付書類の省略について

添付書類の一部について、以下の取扱いを認めます。

（1）各コンサルタント登録規程に基づく現況報告書の一部

各コンサルタント登録規程に基づく現況報告書のうち、以下のページは**添付不要**です。

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 完成業務原価報告書（法人の場合）
- 株主資本等変動計算書（ 〃 ）

※類似のページである「**財務事項一覧表**」は**添付が必要**です。

(2) 技術職員の資格証

以下の書類で氏名及び資格に係る情報が確認できる者については、資格証等の添付は不要です。

○**土木** **地質** … 現況報告書ホ「技術管理者」及びヘ「技術士等一覧表」

○**建築** … 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書

第三面「所属建築士名簿」

→ 直近のもので、所管庁の受付印が押印された第一面とセットで添付してください（資格証を省略しない場合は本書類は不要です）。

※報告書に含まれない者及び報告書の内容と現況が異なる者については、添付が必要です。

10 参考資料 所属技術者数調べについて

「土木関係建設コンサルタント業務」又は「補償関係コンサルタント業務」を申請する方は作成してください。

申請書作成時点での所属技術者数を部門毎に入力してください。

資格者証の写しや常勤確認書類の提出は不要です。

11 申請後について

入力内容又は添付書類に不備がある場合には、補正事項を記載したメールを送信しますので、指示に従い補正を行ってください。期日までに補正がされない場合は、資格の認定ができないことがありますので、ご注意ください。申請受付後、審査の上、修正がなく、又は修正が完了したら登録いただいたメールアドレスあてメールを送信します。

申請書を提出した後、本店等の商号・所在地・電話番号・代表者等、役員等又は受任者・登録を受けている業種の変更等があった場合は、変更届を提出してください。

様式及び必要な添付書類等は、以下のページに掲載しています。
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/nyusatusinsei/consul/index.html>)

なお、電子メールで提出する場合は以下のとおり送付してください。

送付先	e0811004@pref.wakayama.lg.jp
件名	【測量・コンサル】入札参加資格審査不足書類提出分（〇〇） ※〇〇は商号又は名称を記載 例）【測量・コンサル】入札参加資格審査不足書類提出分（わかやまコンサル（株））
本文	以下の事項を本文に必ず記載してください。 ・申請日 ・受付番号（申請者控に記載しています）

【入札参加を希望する県外業者向け】

■ 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請について

入札参加を希望する県外業者については、和歌山県が実施する建設工事に係る委託業務（設計・調査・測量）の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」について、認定を受けていなければなりません。

支店、営業所等の登録を希望される場合は、今回の入札参加資格申請と併せて、別紙様式により登録申請をしていただくようお願いします。

詳細な認定基準及び添付資料等は以下のとおりです。

※本申請は、郵送または電子メールでの申請となります（電子申請システム使用不可）。

※詳細は和歌山県技術調査課 HP「支店、営業所等の登録申請の受付について」を参照してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/eigyousyo/index.html>

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準

この基準は、「和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における発注の取扱い基準」第4（1）②における支店、営業所等（以下「営業所等」という。）として認定するために必要な事項を定めるものである。

第1 営業所等の定義

（1）営業所等は、次に掲げる要件（以下、「営業所要件」という。）の全てを満たすものであること。

- ① 営業所等における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税及び事業税について、和歌山県に未納がないこと。
- ② 営業所等に恒常的に雇用している職員が1人以上常勤していること。
- ③ 営業所等に商号を表す看板等を表示し、事務を遂行するため必要な事務用品等が備わっていること。
- ④ 営業所等として独立性を有すること。

（2）前号③に規定する必要な事務用品等が備わっていることとは、机、椅子、電話等の事務用品及び電気等の設備が備わっており、その他の設備も含め、常時営業所等として利用していることが明確であることとする。

前号④に規定する独立性を有するとは、営業を行うための当該営業所等専用でかつ情報の機密性が保持された状態の場所を有していることとする。

第2 営業所等の登録（提出書類）

（1）営業所等を有する者は、県に営業所等の登録を申請書（別紙様式1）により申請することができる。

（2）登録を受ける内容は、県内の営業所等の所在地及び当該営業所等の責任者名とし、営業所要件を満たしていることを証明する資料及び誓約書（別紙様式2）を添付しなければならない。

（3）前号に規定する証明する資料とは、県民税及び事業税については納税証明書、常時雇用については雇用保険の保険証、有効な健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写し、看板等営業所等が実在することのわかる写真（事務所全景、看板、事務用品等の事務所内風景を写したもの）とする。

（4）和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札の入札参加条件における営業

所等は、県に登録した営業所等とする。

- (5) 登録した者は、営業所等において営業所要件を満たさなくなった場合は、2週間以内に登録抹消の手続きをとらなければならない。
- (6) 正当な理由無く登録抹消の手続きをとらずに入札に参加し、落札した場合には、虚偽申請として厳格に対処する。

第3 営業所等の立入調査

- (1) 県は、登録又は申請された営業所等について、必要に応じて立入調査を実施することとし、営業所等の責任者は、特別の理由がない限り調査に協力しなければならない。
- (2) 県は、特別の理由がなく調査を拒否した場合又は営業所の定義を満たさないと判断した場合には、登録を取り消すことができる。

第4 適用

この取扱い基準は、令和6年12月2日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

1 2 参考資料 所属技術者数調べ

(参考資料)

所属技術者数調べ

記載例

商号又は名称 関西和歌山土木コンサルタント(株)

土木関係建設コンサルタント業務【県内業者】

国への登録部門	河川 砂防	港湾 空港	電力 土木	道 路	鉄 道	上 水道	下 水道	農業 土木	森林 土木	水産 土木	造 園	都市 計画	地 質	土質 基礎	鋼構 造物	トン ネル	施工 計画	建設 環境	建設 機械	電気 電子	廃 棄 物
建設コンサルタント規程に基づく部門の登録の有無(登録がある部門に○)	○	○		○		○															
①当該部門の技術士数(人)	2	3		1		2		1				2			2						
②当該部門の技術管理者数(人) ※①に計上した技術士と重複する者を除く	1			0		0															
③当該部門のRCCM数(人) ※①に計上した技術士、②に計上した技術管理者と重複する者を除く	2			1		2															
①+②+③(人)	5	3	0	2	0	4	0	1	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0

土木関係建設コンサルタント業務【県外業者】

国への登録部門	河川 砂防	港湾 空港	電力 土木	道 路	鉄 道	上 水道	下 水道	農業 土木	森林 土木	水産 土木	造 園	都市 計画	地 質	土質 基礎	鋼構 造物	トン ネル	施工 計画	建設 環境	建設 機械	電気 電子	廃 棄 物
建設コンサルタント規程に基づく部門の登録の有無(登録がある部門に○)	○			○								○			○						
①当該部門の技術士数(人) ※他の部門の技術管理者となっている技術士は除く	25	10		35								10			11						

補償関係コンサルタント業務【県内業者・県外業者】

国への登録部門	土地 調査	土地 評価	物 件	機械 工作	営業 補償	事業 損失	補償 関連	総合 補償
①補償コンサルタント規程に基づく登録の有無(登録がある部門に○)								
②当該部門の補償業務管理士数(人) ※補償業務管理者になっている者を除く								

1 3 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請書

(別紙様式 1)

記 載 例

支店、営業所等（新規・変更）登録申請書

令和 7 年 1 月 7 日

和歌山県知事 様

申請者 本社（店）の所在地 **東京都千代田区霞が関 5-9-9 和歌山ビル**
商号又は名称 **関西和歌山土木コンサルタント株式会社**
代表者の役職、氏名 **代表取締役 和歌山 太郎**

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準に定めるところにより、必要書類を添付の上、下記により和歌山県内に有する支店、営業所等の（新規・変更）登録を申請します。

記

- 1 支店、営業所等の所在地 **和歌山県和歌山市小松原通 1-1 県庁ビル 2 F**
- 2 支店、営業所等の責任者 **和歌山営業所長 紀州 次郎**
- 3 添付書類

【添付書類】

- ①県民税及び事業税に係る納税証明書
- ②支店、営業所等に勤務している常時雇用職員の雇用保険の保険証、有効な健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写し
- ③看板等営業所等が実在することのわかる写真（事務所全景、看板、事務用品等の事務所内風景を写したもの）

1 4 誓約書（和歌山県内の支店、営業所等の登録申請に係るもの）

（別紙様式 2）

記 載 例

誓 約 書

令和 7 年 1 月 7 日

和歌山県知事 様

申請者 本社（店）の所在地 **東京都千代田区霞が関 5－9－9 和歌山ビル**
商号又は名称 **関西和歌山土木コンサルタント株式会社**
代表者の役職、氏名 **代表取締役 和歌山 太郎**

下記の者は、和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準に定める支店、営業所等に常勤していることを誓約いたします。

この誓約に反した場合は、支店、営業所等の認定を取り消されても異議ありません。

記

1 常勤している者の職氏名 **所長 紀州 次郎**

2 支店、営業所等の名称及び所在地 **和歌山営業所**

和歌山県和歌山市小松原通 1－1 県庁ビル 2 F

※ 常勤している者が複数いる場合、代表する者 1 名を記入すること。

※ 「常勤」とは、原則として、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。